

平成27年川俣町議会第7回臨時会会議録

平成27年川俣町議会第7回臨時会は、5月28日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 斎 藤 博 美 君	8 番 菅野意美子君	9 番 新 関 善 三 君
10 番 菅 野 正 彦 君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石 河 清 君	15 番 遠 藤 宗 弘 君
16 番 黒 沢 敏 雄 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 古 川 道 郎 君	副 町 長 伊 藤 智 樹 君
総 務 課 長 佐 藤 広 一 君	企画財政課長 佐藤真寿夫君
町民税務課長 羽 賀 洋 一 君	会 計 管 理 者 高 野 誠 市 君
保健福祉課長 丹 野 雅 直 君	建設水道課長 斎 藤 和 弘 君
原子力災害対策課長 宮 地 勝 志 君	産 業 課 長 寺 島 喜 美 夫 君
教 育 長 神 田 紀 君	教 育 次 長 佐 藤 修 一 君
生涯学習課長 増 賀 喜 芳 君	総務課長補佐 大 内 彰 君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 清 美 書 記 長 岡 健 一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 54号 動産の取得について

議案第 55号 動産の取得について

議案第 56号 川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結について

議案第 57号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、平成27年第7回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は、大変気温も上がっておりますので上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、9番議員 新関善三君、10番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長からご報告いたします。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本日の平成27年第7回議会臨時会開催に当たり、5月25日に議会招集の告示がございました。したがって、25日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程等について審議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

議事の日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、付議事件4件について、審議・採決を行うことといたしました。議員各位のご協力をお願いいたします。議会運営委員会の報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

ここで提案要旨を配付いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。本日、ここに、平成27年第7回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、議会の議決に付すべき契約の議案である動産の取得についてが2件、川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結についてが1件、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第2号）の合わせて議案4件でございます。

初めに、議案第54号及び議案第55号の動産の取得については、町のマイクロバス1台とスクールバス1台の購入費につきまして、財産の取得の予定価格がそれぞれ

700万円を超えるため、また、議案第56号、川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結については、工事請負金額の予定価格が5,000万円を超えるため、これら3件を議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

新庁舎建設工事に係る請負契約につきましては、去る3月19日に執行いたしました入札が不調という結果となり、設計内容の見直しを行いまして、4月17日に入札の再公告を行いました。再公告により、申し込みがございました2社により、今月18日に入札を執行した結果、株式会社奥村組東北支店が落札候補者となり、町内に支店を有する株式会社古俣工務店川俣支店と共同企業体を結成し、先週22日に工事の仮契約を締結したところでございます。

本議案の提案が、当初の予定から約2カ月遅れとなり、多大なるご心配をおかけいたしましたことが、おかげさまで本日提案できる運びとなりましたことをご報告申し上げます。

次に、議案第57号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第2号）は、総額4,653万8,000円の増額補正をお願いするもので、山木屋地区の中心地域に復興拠点として商業施設を整備するため、敷地に係る測量調査費や建物の設計業務等に係る委託費用の所要額を計上したものでございます。現在も避難区域となっている山木屋地区に、住民の帰還促進、帰還後の生活再建、地域の活性化を目的に、まず初めに商業施設を整備するため、経済産業省所管の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金などを活用しまして、早急に事業に取り組むことといたします。この商業施設では、食料品や日用品、衣料品等の販売に加え、食堂などの整備により、飲食のサービスも提供し、住民帰還後の生活再建を図る拠点とするものでございます。

今補正予算につきましては、商業施設に係る調査・設計費のみ所要額計上となりますが、これらの調査・設計を踏まえまして、今後、施設本体の整備に着手してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上が提出議案の主な内容でございます。詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4、議案第54号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、議案第54号 動産の取得について
町は、次のとおり動産を取得する。

1 取得する動産の表示

（1）物 品 名 川俣町マイクロバス（25人乗り）

（2）数量及び価格

数 量 1台

価 格 7,862,400円
(うち消費税及び地方消費税582,400円)

- 2 取得の方法 買い入れ
3 取得の目的 川俣町マイクロバス用
4 取得の相手方 福島市方木田字北谷地1番地の1
三菱ふそうトラック・バス株式会社
東北ふそう 福島支店
福島支店長 金子武弘

平成27年5月28日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

現在、町が所有しているマイクロバスは、平成4年にリースにて利用を開始し、平成10年7月にリースが切れましたので、3万1,500円で買い取りをしまして、現在に至っております。

およそ23年間利用しまして、走行距離41万キロと耐用年数を大幅に経過をしております。今回、これを買いかえるもので、予定価格が879万9,840円でございますので、取得に際しまして、議会の議決を要するため、議案の提案としたものでございます。

購入車両の概要でございますが、25人乗り、ディーゼルエンジン車で、最高出力175馬力、自動ドア、冷房付きのバスでございます。納期については、平成27年8月31日でございます。入札につきましては、平成27年5月18日に指名競争入札を実施しまして、指名業者は、福島日産自動車株式会社太平寺支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店、福島トヨタ株式会社福島支店、福島日野自動車福島支店、いすゞ自動車東北自動車株式会社福島支店の5社でございます。三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店以外の4社が、この入札を辞退したため、入札が無効となり地方自治法施行令第167条の2の1項の第2号により、随意契約に移行しまして、5月19日見積書を徴収しました。結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店が786万2,400円(うち消費税58万2,400円)で落札し、平成27年5月20日に仮契約を締結しましたので、本日の議会において、議決を求めるため提案したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒沢敏雄君) これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第5、議案第55号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(佐藤修一君) 議案第54号 動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1 取得する動産の表示

(1) 物 品 名 スクールバス(29人乗り)

(2) 数量及び価格

数 量 1 台

価 格 5,313,600円

(うち消費税及び地方消費税393,600円)

2 取得の方法 買い入れ

3 取得の目的 川俣南小学校通学用(大綱木方面)

4 取得の相手方 福島市方木田字北谷地1番地の1
三菱ふそうトラック・バス株式会社
東北ふそう 福島支店
福島支店長 金子武弘

平成27年5月28日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

ご説明申し上げます。

川俣南小学校大綱木方面に運行しておりますスクールの老朽化に伴う動産の取得でございます。

大綱木方面のバスは、平成6年に購入したのですが、これを買いかえるもので、予定価格が772万3,620円でしたので、取得に際しましては、議会の議決を要するため、議案として提案したものでございます。

購入車両の概要でございますが、29人乗り、ディーゼルエンジンで、最高出力175馬力、自動ドア、冷房つきのバスでございます。納期は、平成27年9月30日

でございます。今回のスクールバス購入につきましては、へき地児童生徒援助費等補助金事業を活用することとしておりますが、その交付内定が4月10日にありましたので、入札に至った次第でございます。なお、補助率は2分の1でございます。入札につきましては、平成27年5月18日、指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、福島日産自動車株式会社太平寺店、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店、福島トヨタ自動車株式会社福島支店、福島日野自動車株式会社福島支店、いすゞ自動車東北株式会社福島支店の5社でございますが、福島日産自動車株式会社太平寺店、福島トヨタ自動車株式会社福島支店、いすゞ自動車東北株式会社福島支店については、辞退しております。入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店が、531万3,600円（うち消費税39万3,600円で落札し、平成27年5月19日に仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において、議決を求めるため提案したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　日程第6，議案第56号「川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君）　議案第56号　川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契　約　の　目　的 | 川俣町新庁舎建設工事 |
| 2 | 契　約　の　方　法 | 条件つき一般競争入札 |
| 3 | 工　事　の　場　所 | 川俣町字五百田地内 |
| 4 | 契　約　金　額 | 2,101,550,400円
(うち消費税及び地方消費税155,670,400円) |
| 5 | 契　約　の　相　手　方 | 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番25号
奥村・古俣特定建設工事共同企業体 |

代表者 株式会社奥村組東北支店
執行役員支店長 伊藤和芳

平成27年5月28提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

今回の庁舎建設の予定価格は、21億929万760円でしたので、この契約締結に際しましては、議会の議決を要するため、議案を提案したものでございます。

新庁舎工事の入札につきましては、平成27年4月17日に入札の再公告を行いまして、5月18日に条件つき一般競争入札により実施しました。結果、2社が応札し、落札候補者として、株式会社奥村組東北支店に決定され、その際、町内の建設業者との調整が整い、奥村・古俣特定建設工事共同企業体として、企業体協定書が5月21日に提出され、町の指名運営委員会を経て、5月22日に仮契約を締結したところでございます。工期は、工事の議案の議決の日から、平成28年8月25日までとしております。

工事の概要でございます。敷地面積9,125平米、庁舎等の建築面積1,565.13平米、延べ床面積が4,325.54平米、構造はプレキャストプレストレストコンクリートづくり、地上3階建て、基礎免震構造であります。なお、附属等につきましては、床面積200.2平米であり、構造については、鉄筋コンクリートづくりの平家建てでございます。

以上、議案第56号、新庁舎建設工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第57号「平成27年度川俣町一般会計補正予算

(第2号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第57号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点か伺いたしますが、まず、町長の提案要旨説明でも、この調査・測量費を踏まえて、今後、施設本体の整備に着手したい、こういうふうな提案だったですね。今回の三つの委託料は、27年度ほぼいっぱいかかるという計画だと思うんですね。そうしますと、施設本体整備は、来年以降になると思うんですが、この敷地1、2と分けているようでございますけど、敷地1にかかわるこれは予算でしたよね。これの全体のスケジュールはどうなんのかね、例えば、測量しました、建物概要が出ました、その後、造成工事が入って、その後、本体とこうなるわけですよね、通常であれば。その辺の全体のスケジュールは、どういうふうになっているのか、お聞きをしておきたいなというのが1点と。

それから、その際に、造成費、施設整備費については、今回のこの津波・原子力災害地域雇用創出企業立地補助金のこれに該当して、これでやっていくのかどうか2点目。

3点目は、今回の説明欄に、43番に測量業務1,500万円とあるんだけど、全体の敷地面積と形状が田んぼだということからいうと、この1,500万円という地質調査測量業務委託料というのは、どういう根拠で出てくるんだか、こんなに普通はかからないんじゃないかと私は思うんですけども。だって、設計、建物の設計のほうで2,500万円でしょう。造成の設計業務まで入れた地形測量が500万円でしょう。それに対して、地質調査だけが1,500万円というのは、どういうことから出てくるんだか。以上、3点について、お尋ねいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

初めに、1点目の今後の施設全体の建設等のスケジュールでございますけども、施設本体につきましては、次年度で実施をするということで計画をしております。平成28年度の事業ということで、その前段で、基本的な調査・設計等を今年度初めに実施をするということで、計画しております。

次に、今後計画をします造成費、敷地にかかります造成費、それから、施設本体の工事につきましても、今回提案しております津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、これを充てるということで計画しております。

それから、この委託料の中の地質調査等の業務委託費用でございますけども、地質調査等ということで、この中身につきましては、地質調査に加えまして、井戸の水量調査、井戸の位置の調査等も含んだ所要額になってございまして、全体で、地質調査だけでなく、等ということで、井戸関係の調査費も入っているということで、1、

５８３万３，０００円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 再質問しますけど、施設本体の工事、２８年度にやるということは国の補助金じゃないですか。だから、２７年度の８月の概算要求には間に合わなかったら、２８年度の事業というのは不可能だと思うんですよ、私は。だけど、その金額自体はこれから出すわけでしょう。これから出すのに、２８年度の補助事業に対応になるという根拠はどこにあるのか。だから、この２８年度やりますって言って、また２９年度になった、３０年度になったという話では、それこそ、復興拠点の整備について期待している住民の方もいるわけですし、絵に描いたもちになったら、失望感だけが残るわけですから、間違いなく２８年度にやるんですか、造成工事と本体工事。私は無理だと思うんですよ。今、これをやるのであれば、何ぼ早くたって２９年度にできますというのが通常の補助事業の流れからいったら、そうなると思うんですけど、間違いなく２８年度にやるということで、町長、いいんですか、本当に。これ再質問の一つね。

あと、これ同じ補助金使うんだというんですけど、この中で、雇用創出企業立地補助金って書かれていますよね。何か縛りがあるんだと思うんですね。企業立地雇用創出って、企業立地なんだから。どういう縛りがある補助金で、間違いなくこの、町が事業主体でやっても、この本体工事、特に建物を建てるときの補助対象になるということで、国と調整がついているのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

あと３点目は、井戸調査するからうんと高いんだって、井戸のボーリングなんて、山木屋なんかどこを掘ったって、ほとんど水は出るじゃないですか。地下水が浅くて、どこ掘ったって水が出るんですから、山木屋なんてのは。何でこんなに高いんだか、私はこれだけでは納得できないんで、もうちょっと、地質測量が何ぼで、井戸の調査測量が何ぼで積算してるんだかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

前段に答弁いたしましたとおり、施設本体につきましては、現在、平成２８年度で事業を実施するというので、計画しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、この企業立地という名前のついた補助金名称ではございますけども、この補助対象経費につきましては、補助事業の名称、細分化されていまして、商業施設等復興整備補助事業の細目がございまして、公設商業施設整備型ということで、この補助金が土地の造成費や建物の設備費、調査・設計費等全て補助対象になるということで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、地質調査等の内容でございまして、地質調査費につきましては、３８７万８，０００円が内訳になってございまして、井戸関係の井戸の位置調査、それから

水量調査等含めまして、９８３万８,０００円の積算内容になってございます。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 最後なんで、町長にちゃんと答えてもらいたいんだけど。だから、２８年度にやるってことは、２７年度、今現在、もう本体整備造成工事費について、国と意見が合致するというか、この審査が終わって、８月の概算要求に出せるっていう状態でない限りは、この２８年度事業というのは不可能でしょう、誰が考えたって。でも、その金額自体は、これからこの業務委託で出すわけじゃないですか、幾らかかるっていうので。だから、設計料をとっているわけでしょう。本当に間違いないんですか。２８年度にできるんですか、これ。今までだって、いろんなこと言ってきて、結局は１年遅れた、２年遅れたっていうのは、庁舎さっき可決しましたけど、庁舎だって同じことやってきたわけでしょう。２年遅れてきたわけだから。復興住宅だって同じですよ。当局の進めるとおりやっているなら、私もああそうですかって引き下がるんだけど、誰が考えたって、来年度、造成工事と本体工事できるという状況に本当にあるんですか。事務的に国との復興庁なり何なりとの話がそこまで進んでいるんですか。これ明確に教えてくださいよ。できないのであれば、２９年度にできるんだっていうのが、正しい姿だと思うんですよ、私。だって、金額が決まってないのに、国が補助金を出すわけじゃないじゃないですか、幾ら欲しいんだかわからないがな計算しようがないもの、国だって。この金額を出すための委託料でしょう、今回。だったら、間に合いつこないじゃないですか、８月の概算要求に、国の。本当に２８年度で間違いないんですか。明確に絶対やるんだっていうふうに言えるんだかどうか、ちゃんと明確に言ってください。

あと補助金ですけど、これは雇用だから、何人というのがあるんですか。最低何人雇わないとだめですよって、新規雇用が出てこないとだめですよというのが、縛りがあるんだろうと思うんですよ。何ぼ公設民営だろうが何だろうが。その辺の詳細をお聞きしたいというのと。

あとこれ、普通、水量調査なんて、個人のうちボーリングやったって、毎分何リットルなんて簡単に言ってくるんですよ。私も震災以来、ボーリングやりましたが、普通のボーリング屋さんだって、毎分３リットル、４リットル、５リットルという話はしますよ。だから、ボーリングして、井戸の水量も調査するから、９８３万８,０００円かかるんだという、これは私理解できないんだけど。ほんだったらば、個人の家ボーリングしたら物すごい金額を請求してくるじゃないですか、普通。だけど、これはボーリングするわけじゃないでしょう。単なるどこに井戸を掘ったらいいか、水量はどのくらい出てくるかということを調査するだけで、９００万円かかるって、今、課長答弁しているわけ。そして、もともとの題目である地質測量は、地質調査は、３８０万円しかかからないと言っているわけね、今。どう考えたって、水量、井戸の調査に９８３万８,０００円もかかるっていう、その根拠をもう一回明確に言ってください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

お質しのこの事業年度でございます。これにつきましては、この施設については、議会の皆さん方とも何度となく議論を重ねてきたところでございますけれども、今般、商業施設について、この予算がついて、具体的な予算措置になったところでございます。当然、年度については、今年度調査、そして測量設計をやると、来年度つくるといようなことで、今ふれまいているわけではありますが、議員お質しの心配な点については、そうならないように、今、国のほうとも打ち合わせを十分にしているところでございますので、とにかく、28年度に着工に向けていきたいということで、取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

この補助事業の補助金の名称ですけれども、先ほど、細目の中で商業施設等復興整備補助事業ということで、公設商業施設整備型が細目の補助名称だっているふうにお答えしましたけれども、この補助金に、企業立地という名称も使われておりますけれども、対象事業費が一つには住民の帰還、それから、二つに企業の立地を円滑に進める、そういった環境整備を図ることを目的とした補助金ということで、前段の①の住民の帰還を円滑に進める環境整備を図る目的のただいま申し上げました細目の商業施設等の復興整備補助事業につきましては、雇用の人数等の縛りは特段ございません。

それから、ボーリング費用の件でございますけれども、井戸の位置調査につきましては、487万1,000円の事業費ということで計画をしてございまして、井戸の位置調査等でございます。

それから、井戸の水量調査につきましては、試掘の井戸工事で、全体で496万8,000円で、内容は、深井戸のさく井工50メートル、それから、揚水試験、掘削費等の内容になってございます。

以上で、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 15 番 遠藤宗弘君。

○15 番（遠藤宗弘君） この補助事業なんですけど、いわゆるいろいろ言われているんですが、この補助事業に対して、消費税分は補助には入らないんだというふうに聞いているんですが、今、日本の国で消費税を払わないで物をつくられるって方法はあるんですか。国が出す補助金で、消費税分は含みませんよというやり方って、今までの補助金でありますか。もしこれが初めて、国の補助金の中に消費税は含まないんだということになるんだとすれば、税法上の根本が崩れちゃうんじゃないかと思うんですが、それらの基本的な考え方について、お知らせ願いたいと思うんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

この補助事業につきましては、所管が経済産業省になってございまして、この経済産業省の補助についてのみ、通常の工種事業なんかは、消費税分につきましても補助

対象事業費になってございますけども、経済産業省所管のこの津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金につきましては、制度要綱上、消費税を補助対象外にしているということで、いろいろ照会はしたんですけども、制度要綱を改正しない限り、補助には取り込めないということでございます。

具体的には、今回は、公設商業施設整備型ということで、町が実施をいたしますけども、この内容は、企業立地に係るグループ補助金等の民間で事業される民間事業者も補助対象ということもございまして、内容が消費税まで含めて補助対象にしますと、一度補助金出したやつが、消費税分の還付手続なども出てくるということもありまして、民間に対応して制度がつくられているみたいで、町の場合は、消費税はいただいても納める必要がないんですけども、地方自治体と民間が両向きに対象になる企業立地補助金ということで、内容がそういうふうに制度設計されているということでございますので、今後、そういった民間と地方自治体分けて、地方自治体については、消費税分も全額補助対象になるというふうな制度になるように要綱の改正について、今後要望してまいりたいと考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） いわゆる町で払おうが、子どもが買い物しようが、日本の今の国の制度では、消費税を払わないで済まされるという、まさか脱税でもする以外ないわけですね。そういう立法措置を国がとっておきながら、消費税は補助金に含まれないんですというやり方が、いわゆる国がかけてきたんでしょう、消費税っていうのは。それで、補助金は国は出さないんですという理不尽なことを自治体といえども認めるわけにはいかないんじゃないですか。これから要望するとか、何とかっていう以前の問題でしょう。税法上の脱税行為をやれと推奨しているような補助金の出し方っていうのは、これ認めるわけにはいかないし、これから要望するって、どういう形で要望していくんですか。だって、こういう形が横行したらば、消費税分については財政調整基金か何かを取り崩して払わざるを得ないということが、どんどん広がっていくじゃないですか。そんな理不尽なこと認めるわけにはいかないんで、これは、早急に改善を求めてもらいたいと思うんですが、それには、口先で、ここで要望しますなんか言って、要望しましたけどだめでしただけではね、すまされる問題ではないと思うんで、しっかりとした考えを質しておきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ただいまお質しいただいた、そのとおりだと思います。町でも、そういう事実が、この経済産業省のこの補助金に限って今回発覚したものですから、先ほど申し上げましたとおり、この補助制度に係る要綱、それを早急に消費税分についても補助対象になるように、改正していただけるように、働きかけを実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 今回、これ4,653万円ですよ。調査費なり委託料がついているんですけど、まずこの前提となる計画の詳細について、委員会でも、去年の議会でも大分議会では問題になったわけですよ。いわゆる採算ベースどうすんだとか、経費の問題とか。

ところで、去年の12月の委員会に、この採算に合うように変えてもらうんだということで、コンサルタント会社に委託の説明したはずですよ。調査費1,000万円とってある。その結果が議会には何ら示されてないんだけど、それは議会にちゃんと報告する考えがあるのかなのか、議会なんか無視しても強行するんだという話なのか。

なぜそれが重要かというと、この運営について、議会で出てきた話としては、この赤字になった分をどうすんだとか、採算どうすんだとか、これ期間の人数も決まってない、利用の範囲も利率も決まってない状況の中で、その不安はいっぱいあったわけですよ。そういう中で、コンサルタント会社に委託するんだというのが、12月の委員会の説明だった。その後、半年たって何ら説明ないんですけど、これは、議会に説明する考えはあるのかどうか。これ、なぜその話が出るかっていうと、これ何度も委員会でも、議会でも出た議論ですが、一番は、経費負担の問題とか、あとは、あれだけ地元の説明会をやりながら、この一大プロジェクト説明したわけですけど、やるのはいいんですけど、補助金でやれますからね。その後の運営となったときにどうすんだと。山木屋地区については、私もよく記憶していますが、十二、三年前の出張所の廃止の問題、診療所の廃止の問題、中学校の廃止の問題で数々の煮え湯を飲まされてきた、今までの行政当局が地方自治法に違法行為をしながら、地方自治法第10条の違法行為をしながら、廃止とか統合の話をしてきた経緯があるんで、議会の中でもそういう議論が出てきたわけですよ。だから、やるときはいいですよ。大盤振る舞いでやりますから。具体論になったときにどうすんだという部分での話ですね。だから、去年の12月の委員会の中で、コンサルタント会社に委託した、委託するんだと、その結果は出たんですか出ないんですか。それはいつ出たんですか。その出たことがこの中に反映されているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

本拠点整備事業に係ります事業化を検討いたしました報告書につきましては、今お質しのコンサル会社のほうから提出がございますので、議会のほうにも早急に提示をさせていただいて、内容を説明したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今、申し上げました報告書につきましては、6月1日、来週になりますけども、全

員協議会で、今回は基本設計、測量等の調査費の計上でございますので、全体の施設整備のスケジュール等についても、議会のほうに示すように求められておりますので、それらにつきまして、6月1日に報告するという事で、以前申し上げておりました。その際に、あわせて、ただいまの報告書については、説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、去年の12月なんだよね。コンサルタントに委託すると。これはいつ出たんだかわかりませんが、一切議会にも委員会にも説明ないですからね。だから、このやり方がだめで、こういう問題はいっぱい今まで出てきたじゃないですか。何でこういう非民主的なやり方をどんどん進めるんですか。この町の意図は何なんですか。議会なんかなくてもいいという判断で、議会を開いているんですか。あり得んでしょう、そんなこと。中身の議論以前の話なんですよ。今まで全部そうだけど。

まず、そのコンサルタントの答申というんですか、それはいつ出たんですか。そのことが、具体的にどういう予算の中で反映されているんですか。住民の人が一番心配しているのは、戻る人もたまにおられ、当然利用したいし、しなきゃなんないと思うし、商業施設もないわけです、現在は。ただ、問題はそれいつまで続くんだと、どういう利用の仕方ができるんだというのが一番不安になるわけですよ。今までの学校統廃合、診療所縮小、出張所廃止、出張所廃止のときは1,500人の住民がいたんですよ。それでも、利用率が低いからやめるって強引に来たのが役場じゃないですか。町長、あなた課長のときですよ。ついこの前、私は鮮明に覚えていますよ。そして、朝9時から3時で終わるんだと。これは明らかに地方自治法第10条の違法行為ですよ、これ。こういうことずっとやってきたんですよ、今まで。同じことが繰り返されるんじゃないかという心配をみんな持っているわけです。だから、いわゆるコンサルタントの経過というのも非常に重要なんですよ。どこを調査して、どういう形で結論が出たのか。今、恐らく100ページ近い内容だと思いますよ、今までのコンサルの経過を見たって。そうすると、それをどこまで熟読して反映されたのか。

あともう一つは、そのコンサルの経過の資料を提出するときに、どのくらいの数を開いて、どういう調査をしたかも鮮明に克明に議会には報告していただきたいと。そうじゃないと、皆さん方が山木屋地区に説明してきたことが、うそになる可能性だってあるわけです、現実には。今までやっていることもそうでしょう、現実には。だから、住民と約束したことはきちんと守れるように、具体的な証拠として資料を提出していただきたい。

この予算の裏づけなんですけども、この三つ予算ありますね。これは時限立法ですよ。この後も、この事業で全部これで全てやれると思って考えているんですか。その裏づけはどうなるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

では、ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

(午前 10 時 58 分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 (午前 11 時 14 分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。
○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの山木屋地区復興拠点等事業化推進計画につきましては、この計画の目指すものについて、初めに定めておりまして、その中に、住民の皆さんが安全・安心に暮らすためのまちづくりと復興拠点について検討するということで、具体的には、第4章の中で、その復興拠点の整備と運用ということで、この計画の主要部分である復興拠点の全体の概要やレイアウト、各施設の整備内容等についてまとめていただいております。今回の拠点整備につきまして、方向性は合っているということでございます。

全体のレイアウトにつきましても、本委員会だけではなくて、専門家の意見なども踏まえまして、内容を煮詰めてございまして、この計画そのものが今回の拠点の整備そのものに直結しているというふうには言い切れませんで、方向性については合っているということで、今回、それらの手始めといたしまして、商業施設について、調査・設計費などを予算計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたが、この計画につきましては、来週6月1日の全員協議会において、この施設全体の今後の整備計画等について説明をする際に、あわせて報告させていただきたいと考えております。

また、この山木屋地区復興拠点等事業化推進計画策定委員会につきましては、委員長を福島大学の佐藤理夫教授をお願いをしまして、全員で22名の委員の皆さんにお願いをしまして、平成26年度策定委員会につきましては、3回開催してございます。それから、それぞれの検討部会などを立ち上げまして、それぞれの検討部会で詳細な検討をいただいたところでございます。

なお、この事業実施につきましては、補助金の対象となる年度が、平成29年度いっぱいということで、今のところ平成30年3月までに事業実施が見込めるものが、この補助事業の対象となりますので、これにつきましても答弁とさせていただきます。報告書につきましては、今年度の3月いっぱいまで出てございます。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 課長、これ3月に出たわけでしょう。3月の定例議会中に出たんですか。その後なんですか。問題は、方向性は、方向性が違ったらおかしい話なんで、方向性が違ったら予算提案できないわけですから。

それはそれとして、こう言ったんですよ。採算に合わないから、採算が合うように

変えてもらうんだという説明だった、12月の委員会では。当局は。それはどう考えたって当たり前の話よ。それはそれで仕方ないことですよ。避難させられているんですから。

町長の認識、ちょっと確認したいんですけどね。よく国が、県がと言いますけど、法律制度上、町長の責任なんですよ、避難は。原子力災害対策特措法の第15条の2項ではそう書いてある。だから、そういうふうになったんだと思うんだけど、現実にもなく6月ですよ。約2カ月以上放っておいて、聞けば、そのコンサルタントの話は、当委員会の人は知らなかったわけです、現実的には。だから、幾らお題目は立派でも、なぜこういうこの議会を軽視した形でやろうとするのか、その意図は何なんですか。これまで住民説明会をやった中だって、その話は聞いてないし、我々も聞かれました困るんですよ。調査費1,000万円とったからやるといって、12月定例会終わった後の委員会で説明したんですよ、企財の担当者は。それで、それはある程度目をつむったとして、その3月のコンサルタントの経過を踏まえて、各課の担当にどういう情報の共有が行われたんですか。それは何月何日に、具体的にどういう形で行われたんですか。

そのコンサルタントの経過は、6月1日の全協で説明するっていうのは、それはそれで、今出せといたって出せないんでしょうから、それはそれで仕方ないとして、100歩、200歩、300歩ぐらい譲ったとして、どういう形で出すんですか、コンサルの経過の説明については。

あと一番の住民の心配は、住民負担転嫁にならないかということと、本当に最後まで責任持って行政がやってくれるのかというのが、仮設になんか行ってもその話を聞きますよね。これ、町長しか答弁できないと思うんで、これは町の責任として、法律上は町の責任でやらざるを得ないんですよ。原災特措法から言ったら。あと、住民負担にしたって、地方財政法の27条の4項では、住民負担転嫁の禁止行為って、ありますからね、法律制度上。川俣町は、地方公共団体としてコンプライアンスを守らなきゃならない立場にあるわけですから。これは、町長しか答弁できないと思うんですけど、この辺も含めて、この担当課も、各課とどれだけの共通の認識を持っているのか。これまで何回、コンサルタントの経過を受けて、事業内容なんて、各課にまたがるわけです。今回はたまたま商業施設ですけど、全体像から、そういうわけにはいかないわけですから。この辺については、どうなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

この山木屋地区の復興拠点等事業化推進計画につきまして、議会のほうにまだ報告に至っておりませんで、遅れて大変申しわけございません。速やかに、報告書につきましては議会のほうに提出をして、内容を説明させていただきたいと思います。

また、職員の情報共有という点でのお話しでございますけども、また庁議についても、職員全体の情報共有に至っておりませんので、庁議において、早急にこの報告書を提出して、内容説明を経て、議会のほうに速やかに報告させていただきますので、

ご理解をいただきたいと思います。

なお、報告書につきましては、全体で78ページからなっております。この報告書そのものを議会の皆さんにお配りをして、内容を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野議員の質問に答弁いたします。

この施設の整備については、何回となく全員協議会でも議論していただき、また、山木屋の復興推進関係の協議会の中でも議論いただいております。その中で出されているのは、とにかく必要だと、そういうのはわかった、だけれども、今お質しのよう、その後いつまでもじゃなくて、住民負担についての質問が出されております。それについては、私は、国で負担すべきだということを言っております。そういうことで、町としては、責任を持って対応していくことが、皆さん方の帰還促進につながるものだと思っておりますので、これについては、十分我々は心して、全庁で挙げて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町が責任を持って対応していくということは、山木屋の皆さんの前でも話をしておりますので、そのようなことで進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

○2番（高橋道弘君） 議長、議事進行。

○議長（黒沢敏雄君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 私の質問、6番議員の質問を含めてそうだけど、これ前提になるものがあって、この予算は出ているわけ。その前提になるものを議会に示さないで、予算だけ認めて、とりあえずスタートしたいんだと、こういう審議は、議会としての審議権を私は阻害していると思うんですよ。だから、当然事前に説明すべきです。25日だって全員協議会あった。4月7日だって全員協議会あったんだ。3月31日までに出たというんだらば、何回でも議会に説明する機会あったはずですよ、当局。予算が通った後の6月1日に説明したって、意味がないじゃないですか。だから、私は、議会の審議を中断したって全協を開いて、私は審議すべきだと思うんで、ぜひ議長のところで取り計らいを行っていただきたいというのと。

あともう一つは、これ原子力災害対策費ですよ。復興住宅のときも、西部工業団地のときも、羽田の産業団地のときも、同じことが議会では議論されました。企画財政課だけがわかっていて、予算をつけらっちゃ所管課は何にも知らない。予算をよこさっちゃからやんなくちゃしょうがねえんだというだけの話になっている。今回だって同じじゃないですか。これだけ具体論で、原子力災害対策課が予算執行するんですよ。でも、全部企画財政課長しか答弁してないじゃないですか。通常だったら、所管課長

が来て答弁すべきことを、さっき言ったとおり、庁議でも開いて、全体で協議をしてないからだという話でしょう。予算を認めたって、全体で協議をしてないんだもの。予算執行に対して確信を持ってないじゃないですか、我々議会としては。これまで、当局提案の復興事業について、否決したことは1回もないんだ、議会は。いろんな議論あったって、当局提案とおりに認めてきた。でも遅れた原因は、どこにあるかといったら、当局の執行体制に問題があったわけですよ、全部。羽田しかり、西部工業団地しかり、復興団地しかり。

そういうことも含めて、当局の提案のあり方について、私は非常に議会の審議権に対して侵害していると思うんで、ぜひ議長のほうできちっと整理をして、この前提にあるものをわかった上で、採決に臨むようにしていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） それでは、暫時休議いたします。（午前11時28分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午前11時38分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） コンサルタントのものを提出していただいて、ここは、暫時休議いたしまして、全員協議会を開きたいと思います。なので、直ちに外の部屋のほうにお移りいただきたいと思います。（午前11時39分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後1時53分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 再開に先立ちまして、挨拶申し上げます。

このたびは、山木屋地区復興拠点等事業化推進計画について、議員の皆様への説明が遅れましたことを大変申しわけございませんでした。今後は、議員の皆様に対しまして、しっかりと密に報告、説明を行いながら、本拠点整備事業を進めてまいります。

本日提案の補正予算につきましては、山木屋地区の復興拠点のうち、早急に取り組む商業施設に係る測量調査設計業務委託事業でございますが、山木屋地区の復興のためには、本施設が必要不可欠であり、一日も早く完成できますよう、よろしくご審議を賜りたくお願い申し上げます。

また、羽田産業団地造成事業、西部工業団地造成事業や、復興公営住宅建設事業の実施に際しましても、関係各課との十分な連携がとれていなかった反省を踏まえ、今後は関係各課の連携をしっかりと確立し、取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます、おわびの挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５７号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもって、平成２７年第７回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後１時５５分）

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

議案第 54号 動産の取得について

議案第 55号 動産の取得について

議案第 56号 川俣町新庁舎建設工事請負契約の締結について

議案第 57号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第2号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 正 彦